

サントリーサンバーズと大阪市との連携協力に関する包括協定書

(目的等)

第1条 この協定は、バレーボールチーム「サントリーサンバーズ」を保有するサントリーホールディングス株式会社及び大阪市（以下「両者」という。）が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 小、中学生を対象にしたスポーツ教室の開催
- (2) スポーツの普及、競技力の向上
- (3) 総合型地域スポーツクラブとの連携支援
- (4) トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
- (5) 「みる」スポーツの推進
- (6) その他、大阪市政、区政の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(連絡会議)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、連絡会議を設置し、必要な連絡調整、具体的な取組の確認を行う。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、両者がそれぞれ押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月10日

サントリーホールディングス株式会社
代表取締役社長 新浪 剛史

大阪市長 吉村 洋文